

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 6 日

京都府交通対策協議会委員 様
京都府交通対策協議会各実施機関の長 様
各市町村長 様

京都府交通対策協議会事務局長
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報発令に備えた諸準備のお願い

京都府交通対策協議会（会長：京都府知事）では、府内で交通死亡事故が10日以内に6件以上発生した場合、交通死亡事故多発「警報・非常事態宣言」発令要綱に基づき、「交通死亡事故多発警報」を発令することとしております。

本年は、3月25日（水）までに、19人（前年同期比+4人）の方が交通事故で亡くなり（うち高齢者10人）、3月17日（火）から9日間では5件の交通死亡事故が発生し、5人の方が亡くなっております。

各関係機関の皆様には、交通死亡事故の抑止に一層のご協力をいただきますとともに、警報が発令された場合は、別紙の交通死亡事故多発「警報・非常事態宣言」発令要綱のとおり、交通死亡事故防止に向けた諸対策を実施することとなりますので、所要の準備をお願いいたします。

京都府交通対策協議会事務局
京都府府民環境部 安心・安全まちづくり推進課 担 当：渡邊 電 話：075-414-4367 F A X：075-414-4255 E-mail：k-watanabe35@pref.kyoto.lg.jp

交通死亡事故多発「警報・非常事態宣言」発令要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府内において交通死亡事故が一定期間に連続して発生する等の緊急時に交通死亡事故多発警報等（以下「警報等」という。）を発し、府民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、府、市町村、警察及び関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が協力し、総合的かつ集中的に諸対策を実施して、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 警報等の名称は、「交通死亡事故多発警報」（以下「警報」という。）及び「交通死亡事故多発非常事態宣言」（以下「非常事態宣言」という。）とする。

2 警報等は、府内全域を対象とする。

(発令者)

第3条 京都府交通対策協議会会長（京都府知事）（以下「会長」という。）が警報等を発する。

(基準)

第4条 警報は、次の各号のいずれかに該当したとき発するものとする。

(1) 府内において集中かつ連続して交通死亡事故が発生した場合で、交通死亡事故が10日以内に6件以上発生したとき。

(2) 会長が、特に必要と認めたとき。

2 非常事態宣言は、次の各号のいずれかに該当したとき発するものとする。ただし、交通安全運動中は、非常事態宣言を発しないものとする。

(1) 警報を発してから警報解除までの間の日を起点とする10日以内に交通死亡事故が6件以上発生したとき。

(2) 会長が、特に必要と認めたとき。

(通知等)

第5条 会長は、警報又は非常事態宣言を発したときは、関係機関等の長に対し、文書等により通知する。

(推進事項)

第6条 前条の通知を受けた関係機関等は、その通知された事項を構成員、会員等に周知するとともに、府民に知らしめるよう努めなければならない。

2 警報等が発せられたときは、関係機関等は、相互に協力・連携し、別表に定める事項の推進に努めなければならない。

(解除)

第7条 会長は、警報を発してから原則として10日後に警報解除を発する。ただし、交通死亡事故の多発傾向が継続している場合はこの限りでない。

2 会長は、各種施策推進の結果、交通死亡事故の多発傾向に抑止効果が認められた場合に非常事態解除宣言を発する。

3 第5条の規定は、警報解除又は非常事態解除宣言について準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別 表

機関・団体	警報が発せられたときの推進事項	非常事態宣言が発せられたときの推進事項
府	1 関係機関・団体等との連絡調整 2 府民への周知徹底 ○ 幹線道路設置の電光掲示板等、あらゆる媒体を活用した広報 ○ 市町村に対する広報資料の提供 ○ 報道機関に対する広報資料の提供と協力要請	1 関係機関・団体等との連絡調整の強化 2 府民への周知徹底 ○ 啓発用チラシ等の作成・配布 ○ 幹線道路設置の電光掲示板等、あらゆる媒体を活用した広報 ○ 市町村、関係機関・団体、報道機関等に対する広報資料の提供と協力要請 3 対策に関する会議等の開催 4 その他交通死亡事故抑止対策の推進等
市町村	地域住民への周知徹底 ○ 広報車、有線放送、防災行政無線、CATV、町内放送等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発 ○ 立て看板、横断・懸垂幕等の掲出	1 地域住民への周知徹底 ○ 広報車による巡回広報、立て看板等の掲出 ○ 市町村広報紙（誌）等あらゆる媒体を活用した広報啓発 ○ 住民が参加する各種会合等における啓発 2 街頭指導の強化 ○ 官公庁、企業、PTA、町内会、交通安全団体等と連携した街頭啓発活動の実施 ○ 保護誘導活動及び街頭指導の実施 3 その他交通死亡事故抑止対策の推進等
警察	1 交通指導取締と街頭活動の推進 2 交通情報板等による広報啓発	1 交通指導取締と街頭活動の強化 2 交通情報板の活用等による広報啓発 3 その他交通死亡事故抑止対策の推進等
関係機関・団体	広報啓発活動の推進 ○ 社（車）内放送設備、広報車、道路情報板、横断幕、懸垂幕等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発	1 広報啓発活動の推進 ○ チラシ、パンフレット等広報資料の作成・配布 ○ 社（車）内放送設備、広報車、道路情報板、横断・懸垂幕等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発 ○ 街頭キャンペーンの開催 2 交通安全教育の実施 ○ 交通安全講習会や研修会の開催、交通安全教育の推進等 3 その他交通死亡事故抑止対策の推進等